

「放送法等の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 65 号）の
施行に伴う株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

平成 23 年 6 月 27 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

放送、電波及び電気通信事業に係る制度の整備を内容とする「放送法等の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 65 号）が施行されることに伴い、規程の一部を改正することとする。

2. 改正概要

放送法における定義に関する事項の改正等に伴い、所要の改正を行う（規程 第 2 条第 1 項第 10 号及び第 25 条第 1 項第 6 号）。

3. 施行日

この改正規定は、「放送法等の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 65 号）の施行日〔平成 23 年 6 月 30 日〕から施行する。

以 上